

令和4年12月7日

青森県教育委員会第887回定例会

期 日 令和4年12月7日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
- 報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について ……………（非公開の会議）
- 報告第3号 青森県生涯学習審議会への諮問について …………… 2

### 3 その他

- 県立高等学校教育改革に係る要望書について …………… 3

### 4 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 令和 4 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県総合社会教育センター）

# 報告第3号

## 青森県生涯学習審議会への諮問について

障害者の生涯学習の推進方策に関する下記の事項について青森県生涯学習審議会に諮問したので、報告します。

### 記

- 1 障害者の多様な学習活動の充実
- 2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり
- 3 障害者の学びを推進するための基盤の整備

## [その他]

### 県立高等学校教育改革に係る要望書について

1 「青森県立高等学校教育改革推進計画に係る今後の対応について」の件

・提出者氏名 むつ市長 宮下 宗一郎 外12名

・受理年月日 令和4年11月9日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 様

# 要望書

青森県立高等学校教育改革推進計画に係る今後の対応について

む つ 市  
む つ 市 議 会  
下 北 郡 町 村 会  
下北郡町村議会議長会  
下北市町村教育委員会連絡協議会  
む つ 市 連 合 P T A  
む つ 商 工 会 議 所  
む つ 市 川 内 町 商 工 会  
大 畑 町 商 工 会  
青森県立むつ工業高等学校後援会  
青森県立むつ工業高等学校同窓会  
青森県立大湊高等学校後援会  
青森県立大湊高等学校同窓会



## 青森県立高等学校教育改革推進計画に係る今後の対応について

平素より当地域の教育行政推進のため御尽力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月に策定されました青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画に対し、青森県教育委員会は、一部の関係団体と個別に情報交換を実施しているものの、地域住民の誰もが参加できる場での説明はなく、地域の十分な理解が得られていない状況にあります。

新設される下北地区統合校については、開校の2年前に開設準備委員会を設置し教育活動等について協議した後、開校の1年前に設置する開設準備室において教育課程の編成等、具体的な準備が進められることとされており、本年度は、施設整備に係る基本計画の策定を進めていると承知しております。

しかし、どのような学科構成でどのような学びが提供されるのか決定しないまま基本計画を策定し、令和5年度からの設計・工事と進めば、開設準備委員会や開設準備室での議論が、建物の有り様に制約を受ける可能性が高く、このような進め方について強い懸念を抱いております。

加えて、下北地区統合校は、本県初となる総合学科と工業科の統合となるため、特に工業科の学びに必要な施設・設備の充実が必須であり、かつ、地域との連携を見据えた校舎であるべきことから、新校舎建設前に地域の要望を踏まえた教育内容を決定し、それに応じた校舎とすべきであり、直ちに教育内容の検討を始める必要があります。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画では、「県民の理解と協力の下での県立高校教育改革の推進」と掲げておりますが、現状、これを実現するには程遠い状況と認識しております。

以上を踏まえ、下北地区統合校が、地域の子どもたちの可能性を確実に伸長させる場となり、生徒が希望をもって統合校に進学し、充実した学びの場となるよう次の事項について強く要望いたします。

- 1 基本計画や工事・設計、学校のあり方について協議し、地域の誰もが納得し応援できる学校、子どもたちが進学したいと思える学校、地域の将来を担う人材を育む学校を目指すため、令和7年度に開催される開設準備委員会につなぐ組織として、青森県教育委員会において「(仮称)下北地区統合校検討委員会」を設置し、統合校開設に係る課題の解決を図ること。
- 2 「(仮称)下北地区統合校検討委員会」は、地域が抱える課題や各分野の実情に精通している下北郡市町村、下北郡市町村議会、下北郡市町村教育委員会、下北郡小中学校の保護者、下北郡商工団体、高等学校関係団体等の代表者で構成し、令和4年度中早期に設置すること。

令和4年11月9日

むつ市長 宮下 宗一郎



むつ市議会議長 大瀧 次男



下北郡市町村会会長 富岡 宏





下北郡町村議会議長会会長

丹内

俊範



下北市町村教育委員会連絡協議会会長

阿部

謙一



むつ市連合PTA会長

大見

竜人



むつ商工会議所会頭

内田

大輔



むつ市川内町商工会会長

半田

義秋



大畑町商工会会長

越後林

達巳



青森県立むつ工業高等学校後援会理事長

吉田 成人



青森県立むつ工業高等学校同窓会会長

木村 努



青森県立大湊高等学校後援会理事長

奥川 清次郎



青森県立大湊高等学校同窓会会長

佐々木 一浩



# 参 考 資 料

第 8 8 7 回定例会（令和 4 年 1 2 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1 ~ P 5
- 報告第 3 号  
青森県生涯学習審議会への諮問について P 6 ~ P 9

令和4年度11月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	332,575千円
現計予算額	122,771,416千円
補正後の予算額	123,103,991千円

◎ 要求の主なもの

※ 人件費以外分

<b>特別支援学校費</b>	<b>22,365千円</b>
○県立学校情報教育推進事業費（1人1台端末）	22,365千円
特別支援学校におけるICT活用による教育環境の高度化を推進するため、指導者用の情報端末の整備に要する経費の増額補正	
<b>高等学校管理費ほか7目</b>	<b>449,700千円</b>
○燃料費及び電気料高騰分	449,700千円
燃料費及び電気料の高騰に伴う管理運営費の増額補正	

※ 人件費分

教育行政費	27,484千円
教職員人事費	19千円
教育指導費	141千円
小学校費	△232,998千円
中学校費	23,042千円
高等学校総務費	186,616千円
高等学校管理費	11千円
特別支援学校費	△129,541千円
社会教育振興費	△12,586千円
文化財保護費	△892千円
三内丸山遺跡センター費	60千円
保健給食振興費	66,618千円
○事務局等分	80,855千円
○学 校 分	△152,881千円
定期人事異動及び人事委員会勧告に伴う給与改定等による給与費の精査	

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

### 1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

### 2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 4 改定前	1. 5 7 5	1. 5 7 5	3. 1 5
R 4 改定後	1. 5 7 5	1. 6 7 5 (+0.10)	3. 2 5 (+0.10)
R 5	1. 6 2 5 (+0.05)	1. 6 2 5 (△0.05)	3. 2 5

※ ( ) 内は前年度からの増減

### 3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。また、令和5年度以後は期別支給割合が同じになるよう引上げ分を均等割するものである。

### 4 施行期日

公布の日。ただし、令和5年6月期以降の支給割合に係る部分は令和5年4月1日施行。

#### <参考1> 国の特別職の支給割合（予定）

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 4 改定前	1. 625	1. 625	3. 25
R 4 改定後	1. 625	1. 675 (+0.05)	3. 30(+0.05)
R 5	1. 650 (+0.025)	1. 650 (△0.025)	3. 30

（ 国の一般職  
勤勉手当の引上げ  
一般の職員 0.10 月、指定職職員 0.05 月 ）

#### <参考> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
R 4 改定前	1.20	0.90	2.10	1.20	0.90	2.10	2.40	1.80	4.20
R 4 改定後	1.20	0.90	2.10	1.20	1.00 (+0.10)	2.20 (+0.10)	2.40	1.90 (+0.10)	4.30 (+0.10)
R 5	1.20	0.95 (+0.05)	2.15 (+0.05)	1.20	0.95 (△0.05)	2.15 (△0.05)	2.40	1.90	4.30

※ ( ) 内は前年度からの増減

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

### 1 概 要

令和4年10月11日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額等を改定するものである。

### 2 改定内容

#### (1) 人事委員会勧告及び報告に伴う改正

＜公布日施行（一部遡及適用）＞

##### ア 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (別表第1～第6)	初任給及び若年層の給料月額を引上げ (行政職：大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒程度に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。)
②勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を0.10月分引上げ

##### イ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (第5条)	第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を一部引上げ(1,000円)
②期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.10月分引上げ

※ 現在、任期付研究員はいない。

##### ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (第7条)	特定任期付職員の給料月額を一部引上げ (1,000円)
②期末手当 (第8条)	年間の支給割合を0.10月分引上げ

※ 現在、任期付職員は知事部局に30名いるが、特定任期付職員ではないため、職員の給与に関する条例の給料表を適用している。

## (2) 附則関係

### ア 施行期日

- (ア) 公布の日から施行し、給料月額の改正については、令和4年4月1日から適用する。
- (イ) 勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和4年12月期から適用する。
- (ウ) 令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和5年4月1日施行とする。

### イ 令和4年4月1日前の異動者の号給の調整

令和4年4月1日までに職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### ウ 給与の内払

改正後の給与条例等を適用する場合においては、改正前の給与条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等による給与の内払とみなす。

### エ 人事委員会規則への委任

上記に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

### 公の施設の指定管理者の指定について

施設 の 名 称	指定管理者となる団体	指 定 の 期 間
	( 構 成 団 体 )	
青森県総合社会教育センター	学び・生かすあおもりグループ	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)
	青森コミュニティビジネス株式会社 (代表) 一般社団法人青森夢創造機構 青森放送株式会社	



青教生第1097号  
令和4年11月21日

青森県生涯学習審議会会長 殿

青森県教育委員会教育長

## 諮 問 書

障害者の生涯学習の推進方策に関する次の事項について、別紙理由書を添えて諮問します。

- 1 障害者の多様な学習活動の充実
- 2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり
- 3 障害者の学びを推進するための基盤の整備

## 理 由 書

### 障害者の生涯学習の推進方策について

#### 【理由】

##### (障害者の生涯学習に関する国の動向)

障害者の生涯学習推進については、平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定しているほか、第24条では、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保することが明記されました。

国は、障害者権利条約批准に伴い国内法の整備を進め、その一環として平成23年に改正された障害者基本法では、障害者の定義を、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めるとともに、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）では、移動面での困難を解消する物理的環境への配慮やコミュニケーションなどの意思疎通の配慮などといった合理的配慮について国・地方自治体の義務化が示されました。

さらに、平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画では、教育の振興における障害者施策の基本的な方向性の一つとして「生涯を通じた多様な学習活動の充実」が盛り込まれ、障害者の各ライフステージにおける学びの支援を通じて、地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることが示されました。

##### (学校卒業後における障害者の学びの促進に関する有識者会議報告)

文部科学省では、平成30年2月に「学校卒業後における障害者の学びの促進に関する有識者会議」を設置し、障害者の生涯学習に関する現状と課題の把握、それに基づく推進方策について検討を行い、平成31年3月に報告書「障害者の生涯学習の推進について」をまとめました。その中では、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、障害者の生涯学習を推進するための方策として、学校卒業後における障害者の学びの場づくり、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、障害に関する理解促進、障害者の学びを推進するための基盤の整備が示されました。

##### (障害者の生涯学習の推進方策について)

文部科学省では、令和元年7月に「障害者の生涯学習の推進方策について(通知)」を発出し、都道府県、市町村に期待される取組として、障害者の多様な学習活動の充実、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、障害に関する理解促進、障害者

の学びの場づくりの担い手の育成、障害者の学びを推進するための基盤の整備の5つの項目を掲げています。具体的な内容として、都道府県と市町村による地域における障害者の学びの場の確保、都道府県、市町村や公民館等の主催事業・講座等の合理的配慮の観点からの見直し、都道府県による市町村の障害者学習支援担当を対象とした人材育成研修の実施、都道府県・市町村における連携体制の構築、学びの場の確保などが示されました。

#### (障害者の生涯学習をめぐる現状・課題)

平成30年に文部科学省が行った「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等アンケート調査」では、障害者の81.1%が「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」と答えている一方で、71.7%が「一緒に学習する友人、仲間がいない」、66.3%が「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」、67.2%が「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」と答えています。同じく、平成31年に文部科学省が行った「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因に関する調査研究」では、全国の公民館等のうち障害者の学習活動の支援に関わった経験があると答えたのは14.5%にとどまっています。

本県の現状では、令和3年3月の県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況として、高等教育機関への進学率は約0.8%で全国の約2.2%と同様に低い水準にあり、約91%が就職又は障害福祉サービス事業所などに進んでいます。また、令和元年度に県内の公民館を対象に県教育委員会が実施した「公民館の役割に関する現状調査」によると、障害者を対象とした主催事業を実施している公民館は2.1%にとどまっていることに加え、県内のNPO法人等の民間団体が自ら障害者の生涯学習を支援している活動も少ない状況にあると思われます。このような状況を踏まえ、第15期青森県生涯学習審議会答申では、障害者権利条約の批准による学習機会の保障や障害者差別解消法施行による共生社会の実現を目指す観点から、障害者の生涯学習に関する取組が県内各地に広がることが求められると提言されています。

以上を踏まえ、本県における障害者の生涯学習を推進していくに当たり、今後、必要となる振興方策について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

**審議事項の一つ目は、「障害者の多様な学習活動の充実」であります。**

学校卒業後の障害者の学びに関して、障害者にとってこれまで生涯を通じて学ぶ機会が十分にあったとは言えず、今後、障害者の学習活動を充実させるためには、障害の状態や特性を踏まえ、実生活に即しながら本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう条件整備を行う必要があります。

また、学びを一時的なものとし、継続させていくためには、周囲の支援や共に学び合う仲間の存在など環境づくりも必要になってくることから、**障害者の多様なニーズに応じた学習機会の提供及び学びを継続できる環境づくりについて御検討をお願いします。**

**審議事項の二つ目は、「障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり」であります。**

障害者の学びの場に関して、公民館や特別支援学校等で学校卒業後の障害者を対象とした学習機会を提供している例は一部にとどまっており、障害者にとって地域での学習活動に参加するなどの機会が少なく、選択肢も十分でない状況にあります。

また、障害者が地域の学習活動に参加する際には、本人や保護者が周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱えていることが多いため、障害者の学びの場づくりと合わせて障害に関する社会全体の理解の促進を図ることが重要となります。

こうしたことから、**障害者と共に学ぶ機会の充実及び障害者の学びに対する理解促進のための方策について御検討をお願いします。**

**審議事項の三つ目は、「障害者の学びを推進するための基盤の整備」であります。**

障害者の学びの場が不足している現状では、その担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、障害者の学びを推進するため、地方公共団体や教育機関だけではなく、社会福祉法人やNPO法人等の様々な実施主体が担い手となることが期待されており、当事者中心の生涯学習の視点、障害や障害者本人に関する基礎的知識・理解を身に付ける等の専門性が求められます。

また、障害者の多くは学校卒業後、就職又は障害福祉サービス事業所などに進んでいることから、日々の生活において円滑かつ継続的に学ぶことができるよう、障害者の生涯にわたる学習活動と福祉や労働、医療などの分野における取組と連携するための体制づくりが必要となります。

さらに、障害者の学習活動を行う実施主体同士が連携・協働することで、障害者の学びに関する知見を周囲と共有し、地域における障害者の学びの充実につながることを期待されます。

こうしたことから、**障害者の生涯学習の推進を担う人材（担い手）の育成及び多様な主体の連携強化について御検討をお願いします。**

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが、障害者の生涯学習の推進に向けた振興方策に関連し、必要な事項について幅広く御検討いただきますようお願いいたします。